



令和7年12月26日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長兼CEO 此下 竜矢
(コード 2388 東証グロース市場)
問合せ先 開示担当 小竹 康博
(TEL 03 - 6225 - 2161)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、関東財務局に提出する2025年9月期の内部統制報告書において、2017年9月期に発生したタイ証券取引委員会が指摘した連結子会社の融資取引の調査と、当社が当該融資取引について2017年9月期から引き続き保守的な会計処理を行っていることに起因して、開示すべき重要な不備がある旨を記載いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社グループの重要な持分法適用関連会社であるGroup Lease PCL.（以下「GL」）において、有価証券報告書の経理の状況の追加情報に関する注記（1. Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有していたタイSEC指摘GLH融資取引に関する悪影響について）に記載の事象が発生しております。

当社の持分法適用関連会社であるGLの子会社であったGroup Lease Holdings PTE. LTD.（清算手続き中）が保有していた貸付債権等（以下「GLH融資取引」という。）に関連して、GLは、2017年10月16日及び同月19日に、タイ証券取引委員会（以下「タイSEC」）からGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上などの指摘を受けました。当該タイSEC指摘GLH融資取引については、この問題の発覚時の2017年9月期決算において、全額損失処理済ですが、タイ法務省特別捜査局（以下「タイDSI」）による調査が継続しております。現在も未解決事項となっており、当社グループは、タイSECの指摘の根拠を特定することはできておりません。

また、（追加情報）に関する注記（2. JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について）に記載のとおり、当該タイSEC指摘GLH融資取引に関連し、JTRUST ASIA PTE. LTD. からタイ王国及びシンガポール共和国等で、各種の訴訟が提起され係争中となっております。

シンガポール共和国での損害賠償訴訟ではシンガポール高等裁判所がGLHに1億24百万米ドル等の損害賠償金の支払判決を下し、2024年3月4日、GLHの清算を命じたことを受け、同裁判所が選任したLiquidatorによりGLHの清算手続きが進められております。さらに、（追加情報）（3. GL Finance PLCのファイナンスリーシングライセンス取り消しと会社清算について）に記載されているとおり、GL子会社であったGL Finance PLC（以下、「GLF」）は、2024年9月12日付でカンボジア国立銀行より、ファイナンスリーシングライセンスの取り消しと会社の清算についての通知を受け、GLFでは清算人が選定され清算手続を進められております。

上記のタイDSIの調査、関連する訴訟、GLH清算手続、GLF清算手続次第では、当社グループが保有するGL持分法投資（当連結会計年度末の関係会社株式簿価7億円）の評価等に影響が生じる可能性がありますが、現時点ではその影響額を合理的に見積もることが困難なため、連結財務諸表には反映しておりません。この結果、当社グループの連結財務諸表に対する会計監査人の監査意見は、タイSEC指摘GLH融資取引に関する影響を受け、継続して、監査範囲の制約としての限定事項となっております。

このため、タイSEC指摘GLH融資取引に関連してGL持分法投資の評価等につき、親会社として海外持分法適用関連会社管理・情報収集管理体制や決算財務プロセスに不備があると評価せざるを得ない状態となっております。これは、開示すべき重要な不備に該当すると判断しております。

2. 事業年度末までに是正できなかった理由

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備が、当社事業年度末日までに是正できなかった理由は、タイSEC指摘GLH融資取引の問題に対しては、GL役員の見直しを含む管理体制の強化等を図り、各種の調査も実施してまいりましたが、タイDSIの調査手続中でありその情報源を入手することが困難な状況であることもあり、タイSECの指摘の根拠を特定するに至っていないことによるものです。

3. 開示すべき重要な不備のは正方針

当社は、特に上記に記載した問題が生じている持分法適用関連会社の監査機能の充実、及び当該持分法適用関連会社からの情報収集機能を向上させることを目的として、GLにおきましては同社監査委員会の刷新を実施し、加えて当社代表取締役CEOがGLの取締役を兼務すること、および当社海外事業を所轄する取締役がGLH等のGL子会社取締役を兼務することで内部監査体制の充実と、シームレスな情報収集体制を構築しております。

また、GLでは監査委員会が会計監査人に財務諸表の監査手続きを早期に完了させるべく働きかけを進めており、これまで遅延していた過年度を含めた決算開示を前進させる環境を整えております。

このような体制により、海外子会社の情報収集に加えて、タイ捜査当局等とのやり取り、並びに社内決定に至るまでの過程の情報などもタイムリーに入手することが可能となっておりますので、不備のは正ができるよう、引き続きこの体制を継続し、適正な内部統制を整備・運用していくことに役立てていきたいと考えております。

当社といたしましては、当社グループ全体として有効な内部統制の整備、運用及び評価体制を構築し、財務報告の信頼性を確保してまいります。

4. 連結財務諸表等に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する財務諸表への影響につきましては、まだ特定はできていないものの、現時点で考えられる最大限の内容を、2025年9月期の有価証券報告書に反映させております。引き続き事態の収拾に最善を努めるとともに、ご報告すべき事項が生じた場合には改めてご報告させていただきます。

5. 財務諸表の監査報告における監査意見

連結財務諸表の監査報告に係る監査意見は「限定付適正意見」となっており、個別財務諸表の監査報告に係る監査意見は「無限定適正意見」となっております。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。

以上